

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市教育委員会
委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第12号

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第6条第1項第6号から第9号までを削り、同項第10号を同項第6号とし、同条第2項第1号中「第7号から第10号まで」を「第6号」に改め、同項第2号中「及び第6号」を削る。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)